

要緊急安全確認大規模建築物の要件

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建築物のうち、以下の用途・規模に該当する建築物

	用途	規模等
法附則第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積含む。
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
	幼稚園、保育所	
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	令 7 条 2 項で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物かつ階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	